

回 答 書

2022年6月15日

質問事項について、下記のとおり回答いたします。

件 名	令和4年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会廃プラスチック類の最終処分量等削減及びマテリアル・ケミカルリサイクル促進事業に係る実態調査業務委託
質問事項	<p>1. この調査業務は内容が多岐にわたり、予算および調査期限を踏まえると、アンケート調査に依るところが主体にならざるを得ないと考えます。対象事業者にアンケート調査を実施し、回答を確認した上で必要に応じて電話でのヒアリングを行い、さらに重要と思われる事業者への訪問ヒアリングなどを行いたいと考えますが、そのような調査方法でよろしいでしょうか。</p> <p>2. アンケート調査ではアンケートの設問設定が重要となりますが、求められている調査事項には機微事項が多く、回答率が低いことも予想されます。そのような懸念に対し少しでも回答率を上げるために、貴廃棄物問題対策委員会から業界団体などへ協力依頼の通知などを発出して頂くことは可能でしょうか。</p> <p>3. 委託仕様書の4業務内容(1)ウの「(エ)買取していないプラスチックの種類及び性状」とは、①その事業者が買い取り対象としていない種類、②買い取り依頼があったが内容的に有価で買い取ることができなかったもの、のどちらでしょうか。</p> <p>4. 同様に4業務内容(3)イの「調査時点での各プラスチック種類・性状ごとの有価・無価のリスト」の「無価」とは、逆有償でしか処理をできない廃棄物と考えてよいでしょうか。</p> <p>5. その場合は、調査対象に廃棄物処理業者も含まれることとなります。貴組織傘下の自治体が把握されている一般廃棄物、産業廃棄物事業者のリストを提供して頂くことは可能でしょうか。</p>
回答	<p>1. 公募条件に反しておりませんので、企画提案書で具体的なアンケート調査方法等を示してください。</p> <p>2. 可能です。なお、具体的な通知方法及び通知内容については受託者決定後に協議して決定します。</p> <p>3. 「買取していないプラスチック類の種類及び性状」については、</p> <ul style="list-style-type: none">・その業者が明確に買い取り対象としていないプラスチック類の種類・その業者が買い取り対象としているプラスチック類の種類であるが、その性状（排出状況等）により買い取れないと判断したものであり、①②共に含まれます。 <p>4. リサイクラーが廃プラスチック類を受け入れる際に、排出者に代金を支払っている場合は「有価」として取り扱い、排出者から処理料金等を受け取っている場合や無料の場合は「無価」として取扱います。</p> <p>5. 産業廃棄物処分業者については、九都県市構成員及び域内の中核市（横須賀市、川越市、船橋市、八王子市、柏市、越谷市及び川口市）のホームページに名簿が掲載されていますので、そちらを御確認ください。また、一般廃棄物処分業者については、九都県市域内の各市町村でリストを公開している場合がありますので、各市町村のホームページを御確認いただき、公開していない場合は各市町村に直接御確認ください。</p>